

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	国際連合工業開発機関（UNIDO）分担金	種別	分担金	30年度 予算額	1,324,245千円	総合評価	A
拠出先 国際機関名	国際連合工業開発機関（UNIDO）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：1966年、開発途上国における産業開発の促進を目的とし、国連総会決議2152により設立された。2013年国連工業開発機関（UNIDO）総会で採択された「リマ宣言」に基づき、世界の全ての人が持続的な繁栄を享受できるよう、産業が持つ可能性を最大限に活用する概念である、「包摂的かつ持続可能な産業開発（ISID）」の実現に取り組み、産業政策に関する国際的な議論のフォーラムを提供し、途上国に対し、技術協力プロジェクトを供与する。2018年1月時点の加盟国は167か国。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、UNIDO通常予算分担金として、事務局の足腰予算（運営・管理費及び調査費等）に充てられる。同拠出を通じ、UNIDO事務局の円滑な運営と活動を支え、①途上国における産業開発促進の実現、ひいては国際社会の繁栄と安定、平和の実現に貢献し、②日本の拠出事業の効果的な実施や、③日本人職員の増強を実現する。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISID の概念は、UNIDO の積極的な働きかけで、2015 年に国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の目標 9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進」に反映された。開発途上国における産業開発促進をマニフェスト（権限）とする唯一の国連機関として、開発分野に大きな国際的影響力を及ぼす。 ・ 具体的には、2013 年リマ宣言において、①経済競争力の増進、②豊かさの共有の創造、及び③環境の保護、の 3 つの戦略的優先事項を設定。2017 年に策定された「2018－2021 年中期プログラム枠組み（MTPF）」では、これに新たに④知識と制度の強化を追加。 ・ また、2016 年国連総会決議で、「第 3 次アフリカ産業開発のための 10 年（2016－2025 年）（IDDA 3）」の推進に係る中心的役割を果たすことが求められている。 ・ SDGs 実施の文脈において、UNIDO は、目標 9 を中核として様々な目標達成のための取組に寄与。目標 9 については指標の管理者として統計データ管理等を実施。また、2017 年は、ハイレベル政治フォーラム（HLPF）で目標 9 の取組に係るレビューが行われ、UNIDO はリード機関のひとつとして基礎文書作成を主導したほか、UNIDO 加盟国からなる工業開発理事会（IDB）からもインプットを実施。2018 年のレビューでは、目標 9 と関連が深い目標 7（エネルギー）も同様に IDB からのインプットを行ったほか、5 月のウィーン・エネルギー・フォーラム専門家特別会合からもインプットを用意するなど、SDGs 推進のための国際的なプロセスにおいて重要な位置づけを得て、貢献している。 ・ 産業開発を専門とする専門機関として、調査・統計・研究をリード、「産業開発報告書」や「産業統計国際年鑑」を始めとする権威ある資料を毎年出版。 ・ UNIDO は、近年、途上国における技術協力を強化。2017 年単年での実施額は 205.5 百万ドルで過去最高、単年での加盟国からの任意拠出総額も 6 年連続で増加し、217.9 百万ドル（前年比 3.7%増、過去 6 年間で約 38%の伸び）に達した。また、UNIDO が、受益国を対象に調査した結果に基づく自己評価では、プロジェクトデザインに関する満足度が、2016 年の 67%から 17 年では 86%に上昇するなど、質の面でも向上。 ・ 戦略的優先事項の中では、③環境の保護の分野での活動が発展、地球環境ファシリティ（GEF）やモントリオール議定書多数国間基金からの拠出が拡大し、上記任意拠出総額の内、113.6 百万ドルを環境分野で実施。2016 年はモントリオール議定書基金に関し、4 つの実施機関（国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）、UNIDO、世界銀行）中最上位に格付けられ、プロジェクトで「オゾン・アワード」を受賞するなど、高い評価を獲得（2017 年発表。2001 年以降の 16 回の格付けにおいて 14 回最上位を獲得。）。 ・ 戦略的優先事項①、②に関しては、従来型プロジェクトを重視しつつ、総合的かつ費用対効果が高い新たな技術協力モデルとして、国家の産業政策立案支援を柱とし、民間や開発金融とのパートナーシップ拡大を重視する「カントリー・パートナーシップ・プログラム（PCP）」を 2014 年から提起し、主流化する方針を打ち出した。PCP には、途上国、特にアフリカ諸国から高い期待が寄せられ、2017 年～18 年には、パイロット事業実施国が 6 か国へ拡大。 ・ IDDA 3 に関しては、目標を設定し、2018 年のワークプランを策定。2017 年の国家任意拠出額のうち、36%をアフリカで執行。 ・ UNIDO はパートナーシップ・アプローチを採り、UNDP、UNEP、国際連合食料機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）等、他の国際機関と積極的に連携。一例として、「アフリカ農業ビジネス及び農産物開発イニシアティブ（3ADI）」の推進で FAO、IFAD と専門的知見や取組を共有し、相乗効果を得ている。 ・ UNIDO は、諸機関間の活動重複回避のための調整にも注力しており、一例として、貿易能力構築分野における諸機関間の相互補完の在り方について「貿易に関する能力構築のための機関間リソースガイド」を作成（2008 年、2010 年、2015 年及び 2017 年）。 ・ 日本からは、各種会議での発言、在ウィーン国際機関日本政府代表部（以下、ウィーン代表部）大使からの頻繁な働きかけに加え、毎年行われる事務局長訪日の際に外務 						

	<p>省ハイレベルとの意見交換を実施。日本の重要政策と合致する SDGs 推進, クリーンエネルギー推進, 科学技術イノベーションの活用, アフリカ開発等での活動強化・協力の働きかけが, UNIDO 政策に反映されている。</p>
<p>2 組織・財政マネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2017 年, 実施主体：外部監査官（ドイツ連邦監査裁判所所長）, 報告・提出月：2018 年 4 月, 結果及び対応：特段の指摘事項なし ・内部監査 対象年度：2017 年, 報告・提出月：下記参照, 結果及び対応：事務局直下の内部監査・評価室（EIO）がテーマ別・部局別に監査を実施。2017 年は, ケータリング及び主要補修・交換基金（MRRF）に関する 2 件の財務監査（それぞれ, 2017 年 6 月及び同年 8 月に報告書提出）, エジプト地域事務所, アフリカ課, エチオピア地域事務所に関する監査を終了。内部監査活動は, 工業開発理事会（IDB）に毎年報告され, 個々の結果報告書も, エチオピア地域事務所の監査（2017 年 12 月報告書提出）以降, 加盟国に対し, エクストラネット等を通じて公開されるようになった（エジプト地域事務所及びアフリカ課の報告書は未公開。）。 ・2017 年 4 月にはマネジメント・行政に関する国連合同監査団（JIU）報告書が提出され, 事務局から JIU に返送したコメントとともに, 加盟国に報告されている。同報告書では, 財政面に関して加盟国の脱退や分担金の支払い遅延など, 事務局の責に帰さない通常予算の脆弱性を問題として, 対応を勧告している。 ・財政状況の報告 報告・提出月：2018 年 4 月（2017 年度） ・UNIDO では, 加盟国の脱退や, 分担金の支払い遅延など, 事務局の責に帰さない事由によって, 通常予算を十全に執行できない状況が発生。このような状況の中, UNIDO 事務局は, 加盟国が示した「脱退の結果として残る加盟国の財政負担を増加することはない」との原則に従い, 2010-2011 年から 2016-2017 年にかけて 20 百万ユーロに上る厳しい予算規模縮小（削減率は 13%）を実現。2018-2019 年予算（136.7 百万ユーロ）でも, 前期比でほぼ名目ゼロ成長を達成, 前期承認分から同年中の脱退国分担分（約 3.3 百万ユーロ）を減額した額と比しても, やむを得ない新規増（国連常駐調整官（UNRC）システム参加経費等）を除き実質ゼロ成長を達成。 ・予算規模縮小のため, 事務局のダウンサイジング（縮小）を継続的に実現してきており, 2018 年 2 月に実施した組織改編では, 更に 3 つの部（Department）を削減。他方, かかる状況の中, 上述のとおり, 任意拠出による事業実施は 2017 年過去最高額を達成するなど, 事務局の業務合理化を通じた効率性向上で大きな成果を挙げている。 ・分担金支払い遅延問題については, 外部監査官や JIU の勧告に従い, 未払い国への対応強化や基金の創設を行うなど, 着実に対応を実施している。 ・2017 年の IDB では, 行財政の関連事項を加盟国会期間に討議する非公式作業部会が設置され, 同年末から活動を開始。この作業部会は, 計画予算委員会（PBC）に対し報告を行うこととしており, これら議論の成果を事務局の行財政運営に反映する取組を開始した。 ・UNIDO においては, 外部／内部監査に加えて, 外部監査官の過去の勧告を受け, 組織マネジメントを監督するものとして, 2016 年, IDB が独立監査諮問委員会の設置を決定。2017 年中に委員の選任プロセスを完了し, 2018 年から活動を開始する。 ・2015 年に欧州委員会（EC）が実施した UNIDO の活動・運営評価や, 2016 年に世界銀行が行った評価は, UNIDO の手続・システムが適正であると結論付けている。 ・日本は, UNIDO の最大の分担金負担国として, 一貫して UNIDO の主要意思決定機関である PBC 及び IDB の委員国・理事国ポストと, UNIDO に関するジュネーブ・グループ共同議長を務め, 主要財政貢献国との協働や UNIDO 事務局との意見交換を主導。また, ウィーン代表部大使から事務局長に対する頻繁な働きかけに加え, 年に 1 回の事務局長訪日の際に, 外務省ハイレベルとの意見交換において効率的な予算・組織運営や改革の実施を働きかけている。 ・その成果として, 上記のとおり, ①脱退国の影響を残る加盟国に負担させない原則及び名目ゼロ成長を目標とした予算抑制・管理, ②管理職ポストの削減, ③非公式作業部会の設置等のマネジメント向上につき, 毎年事務局長から日本に提出される日 UNIDO 連携強化提案書等を通じて約束を得ており, 日本の主張に即した結果を達成している。
<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・UNIDO は, 日本との緊密な意思疎通を通じ, 日本の最新の政策を踏まえた連携を行っており, 2018 年は日本の「SDGs アクションプラン 2018」に即した連携提案書を提出。また, アフリカ開発会議（TICAD）プロセスにも積極的に参画するなど, 日本の重要外交政策推進における重要パートナー。主な協力分野と実績は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「人間の安全保障」・「人道と開発の連携」の推進 ・UNIDO は, 「人間の安全保障」の名を掲げる部局を有し, 日本が重視する「人間の安全保障基金」拠出による事業を数多く実施し, 2017 年はリベリア及びエジプトで新規事業を開始。加えて, 日本の補正予算拠出により, アフリカ・中東地域において, 人道危機を経験したコミュニティの経済的自立と持続可能な社会基盤構築を支援する「人道と開発の連携」の推進に資する事業を実施（2017 年度：8 か国 8 案件, 総額約 5.2 億円。）。 ➢ 科学技術イノベーション（STI）の推進 ・UNIDO は, “Industry 4.0” の推進を重点テーマとし, 2015 年から, SDGs 実施促進のための国連の技術円滑化メカニズム（TFM）の主要機関として, STI に関する国連機関タスクチーム（IATT）, 及び星野国際連合日本政府代表部大使が第 3 回会合の共同議長を務める「SDGs のための STI に関するマルチステークホルダーフォーラム（STI フォーラム）」に参加。2018 年はサイドイベントを実施予定。2018 年 5 月に東京で開催された「科学技術・イノベーション・ロードマップに関する専門家グループ会合」にも参

加。

➤ クリーンエネルギーの推進

・UNIDO は、日本が重視するクリーンエネルギー推進分野で数多くの事業を実施。日本は、民間セクターの先端技術のアフリカ移転を推進する事業（LCET プログラム、総額約 12.5 億円規模、アフリカ 3 か国で実施中）や、日本の小型地熱発電技術のアフリカへの導入を目指す事業（約 15 億円規模）等を実施。また、UNIDO は国連気候変動枠組条約による気候変動技術移転メカニズムである「気候技術センター・ネットワーク（CTCN）」や、民間資金を活用した途上国への低炭素技術移転を推進する「民間資金調達支援ネットワーク（PFAN）」のホスト機関となっており、日本も両メカニズムに拠出。

・この他、経済産業省と協力し、東京投資・技術移転促進事務所（ITPO 東京）において、日本企業のエネルギー・環境技術を集めた「環境技術データベース」を英文で公表、途上国に対して情報提供している。

➤ TICAD への貢献

・2018 年 5 月の「第 1 回日アフリカ官民経済フォーラム」には、次長以下 11 名の代表団を派遣し、2 つのサイドイベントを開催。

・2019 年に開催予定の第 7 回アフリカ開発会議（TICAD 7）に向けても、2018 年 4 月の李事務局長訪日の際、外務本省ハイレベルに対し、UNIDO が主導的役割を担う IDDA3 との連携等も視野に積極的な協力を表明（連携提案書にも明記）。加えて、TICAD7 への貢献を通じた IDDA3 の推進をテーマに、日本の拠出による事業を実施予定。

・日本は、UNIDO の主要意思決定機関である PBC 及び IDB にも委員国・理事国を一貫して務めており、予算策定及び組織・財政マネジメント改革の視点のみならず、UNIDO の各種の政策立案、活動実施の面でも積極的に関与している。前年は、クリーンエネルギー及び環境に関する総会決議の採択に貢献。これまで UNIDO の意思決定に日本の意見が顧みられなかった事例はなく、また、日本の意思に反した決定が行われたことはない。

・二国間支援との連携については、リベリア等で日本は国際機関連携無償事業を実施。調査研究部門や、地熱発電事業におけるモノのインターネット（IoT）分野で独立行政法人国際協力機構（JICA）とも協力・連携している。

・UNIDO は、途上国、特にアフリカ諸国での事業展開に高い技術・ノウハウを有し、JICA が展開していない国や、現地の治安等を理由に日本の直接の二国間援助を行うことが困難な地域（リベリア、イラク、南スーダン等）における支援ニーズに応えた事業を実施。日本の直接の二国間援助の補完的機能を果たしている。

・経済産業省及び環境省との連携により、モンテリオール議定書基金に基づく日本の二国間協力事業の実施機関として、途上国で多くの事業を実施。経済産業省との間では、クリーンエネルギー分野でのアフリカ諸国における大規模プロジェクト（上述）や、経済産業省拠出（年間約 1.9 億円）で設置された UNIDO 東京投資・技術移転促進事務所（ITPO 東京）が、日本の民間企業の途上国進出・展開を支援するなど、強力に連携。

・李事務局長は、日本を毎年訪問（出身国以外では、日本のみ。）し、外務省・経済産業省両省の政務等ハイレベルとの対話を実施。2018 年 4 月には、中根外務副大臣を表敬し、SDGs の達成に向けた日 UNIDO の緊密な連携を確認、2019 年の TICAD 7 に向けた更なる協力を合意。ウィーン代表部大使と事務局長の間でも、UNIDO の活動に係る頻繁な意見交換を通じ、日本の関心事項をインプットしている。働きかけの成果は、毎年事務局長により提出され、日本の重点政策分野における UNIDO との具体的な協力方針を盛り込んだ「日 UNIDO 連携強化提案書」（この文書は日本に対してのみ作成。）に反映。具体的な連携の成果も、毎年提出されるレビュー文書で検証されている。

・UNIDO は、年 2 回、東京での「官民協力対話」開催を始め、中小企業を含む日本民間セクターとの連携を特に重視。これまで（株）コマツ、（株）イオン、（株）野村興産と覚書（MOU）を締結。2018 年 4 月には、（株）野村興産と水銀含有廃棄物管理に関する協力強化で合意し、（一財）日本冷媒・環境保全機構（JRECO）ともモンテリオール議定書関連事業に係る業務提携で合意。MOU を伴わない形でも、個別の事業等で日本企業の技術等を活用しており、2017 年には、アフリカでの日本拠出事業で（株）前川製作所や（株）大洋電機の技術を採用、導入。また、ITPO 東京は、日本の民間企業の途上国への投資・技術移転促進に向け、「デレゲート・プログラム」や「アフリカ・アドバイザー」事業、その他多くのイベントを実施し、2017 年には（株）ピジョンのトルコ進出や（株）富士フィルムの東アフリカ地域進出が実現。このように日本の民間企業の途上国への進出・展開において多くの成果を挙げている。

・北九州市、横浜市、川崎市といった日本の地方自治体とも環境分野で各種共同事業を実施。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等の機関とも MOU を締結して連携を深めている。大学との連携では、2018 年 4 月の事務局長訪日時に、東京大学と「若い英知、イノベーション、そして SDGs 達成」をテーマとする共同シンポジウムを初めて開催。

・UNIDO は、日本の累次の要請を踏まえ、日本の協力のビジビリティ向上に最近特に力を入れており、2017 年 11 月の「ドナー会合」では 3 セッションの内、一つを日本の協力を割り当てハイライト。補正予算事業についても事務局長及びウィーン代表部大使共催で、受益国代表も招き、拠出セレモニーを開催（各受益国でも日本の大使館の協力の下、イベント等実施。）。これらイベントの様式や日本拠出事業関連活動は、頻りにホームページや SNS 上で広報し、日本の協力を「顔の見える」ものとすべく特段の努力を行っている。

4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	167	236	11	3	4.7%	10	3
<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長に次ぐ事務局ナンバー2である次長（D2）ポストには、外務省・経済産業省両省の政務を始めとするハイレベルからの累次の働きかけ等の結果、2017年4月に国吉浩氏が就任。また、UNIDO の中長期の戦略策定・対外調整等を担う戦略計画・調整・品質管理部長（D1）を藤野あゆみ氏がそれぞれ占めており、幹部職員（D1 相当以上）に占める日本人職員の割合は 11.5%と極めて高い（2017年12月時点）。 ・前年末時点の日本人職員比率は 4.7%と極めて高いが、これに加え、日本人職員増強に係る日本の働きかけの結果、2018年5月に専門職ポスト（P3 相当）に日本人2名の新規採用が決定（※2017年末時点で在籍のJP0 1名は、UNIDO での経験を生かし、他機関でポストを獲得。）。 ・加えて、アフリカ産業開発を担う新規専門職ポスト（P3 相当）の設置及び日本人の新規採用を予定（2018年夏目処）しており、更に1名増が見込まれている。 ・2018年1月、調査・研究部門の日本人職員のP5 昇進が実現。同月、元JP0 が通常予算拠出による新規ポスト（P2 相当）を獲得。 ・ITPO 東京に2名の日本人ナショナル・オフィサー（NPO）が在籍。加えて、20名（2017年末時点）もの日本人コンサルタントが在籍し、任意拠出による事業に関与。 ・東京大学が実施するプログラム等により、2017年から2018年にかけて、本部では9名、ITPO 東京でも11名の日本人インターンを受入れ。 ・ウィーン代表部から事務局長以下 UNIDO 幹部に対し、日常的に日本人職員増強に向けた協力について議論し、毎年の事務局長訪日の際には、政務・地球規模課題審議官といったハイレベルからも協力を要請。かかる取組を通じ、UNIDO 内で日本人職員増強の必要性に係る認識が浸透し、近時の日本人職員増強の成果（上述）につながっている。また、日 UNIDO 連携強化提案書では、UNIDO が日本人職員増強に最大限配慮する方針に加え、直近（2018年4月）の同提案書では、日本の拠出事業関連での日本人職員採用への配慮やアウトリーチ活動強化が盛り込まれるなど、これまで以上に積極的かつ具体的な協力方針が示されている。 ・日本におけるキャリアセミナー等のアウトリーチにも積極的であり、以下の取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2018年4月、事務局長が出席した「東大・UNIDO 共同シンポジウム」において、UNIDO でのキャリアについて説明を行い、UNIDO に関心のある学生らと懇親会を実施。 ➢ 2017年5月、国際機関人事センターと東京でキャリアガイダンスを、同10月には関西学院大学にてキャリアセミナーを開催。ITPO 東京も2017年から2018年にかけて、立命館大、青山学院大、名古屋大及び神戸大の大学院生らに対し、UNIDO のキャリアに関する説明会等を実施。 							
5 PDCA サイクルの確保等	PLAN	事務局との間の意見交換を通じ、日本の重要政策に資する重点事業分野や行財政上の関心事項を伝達。これらを踏まえ、UNIDO 事務局が事業方針（中期プログラム枠組み（MTPF））と2か年予算原案を作成する。予算原案は、加盟国代表からなるPBC、次いでIDBにおける検討を経てIDBからUNIDO 総会に勧告され、総会で最終決定。日本は、諸会議の議論に積極的に参加するとともに、ジュネーブ・グループ共同議長として、主要財政貢献国と意見を調整、協働し、日本の意見が予算や政策に反映されるよう努めている。					
	DO	採択された予算に従い、国連分担率をベースとしたUNIDO 分担率に応じ、日本の分担額を支払い。日本は、行財政に関する事務局からのブリーフィングや意見交換、通常予算をベースとした任意拠出金に基づく事業実施の監督を通じ、通常予算に基づく事務局の運営を適切にモニタリングする。					
	CHECK	外部監査官による外部監査を受け、毎年4月頃、前年分の財政報告書及び外部監査官報告書を公表、PBCにおいて加盟国のチェックに付される。この他、内部監督・評価室によるテーマ別・部署別の内部監査が適宜実施され、結果が公表されるとともに、加盟国に対し適時にブリーフィングが行われる。					
	ACT	UNIDO は、監査結果、事業の評価結果や、諸会議での加盟国からの勧告・意見を踏まえ、通常予算の執行・事務局の運営を見直し。日本との間では、諸々の意見交換の機会を通じ、事務局の活動をレビュー、日本の評価を伝達し、これを踏まえて、事務局が改善を図っている。					
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本からの拠出は、UNIDO 通常予算分担金として一般会計に組み入れられるため、日本からの分担金のみを特定することはできない。 ・上述の一般的な分担金のPDCA サイクルに加え、日本とUNIDO 事務局の間では、緊密な意見交換を通じ、日本の重要政策に資する重点事業分野やUNIDO 行財政に係る関心事項を伝達、事務局から、日・UNIDO 連携提案書の中で、これを踏まえた政策連携やマネジメントの向上を具体的に提案され（P）、UNIDO 事務局がこれを実施（D）。翌年に提出されるレビュー文書において、UNIDO が実施した具体的施策につき日本に情報提供し（C）、改善につなげる（A）という、別途のPDCA サイクルを設けている。 						
担当課室名	地球規模課題総括課						